

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達 に関する法律案（概要）について

平成21年2月
農林水産省

I 趣旨

事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀等に関し、食品としての安全性の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、米穀等を取り扱う事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける。

II 法案の内容

（1）譲受け、譲渡し等に係る情報の記録等

- ① 米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者（米穀事業者）は、米穀等の譲受け、譲渡し等をしたときは、名称（指定米穀等にあっては、名称及び米穀の産地）、数量、年月日、相手方等を記録しなければならないこととする。（トレーサビリティ）
※ 米穀等：米穀及び米穀を原材料とする一定の加工品・料理で政令で定めるもの
※※ 指定米穀等：米穀事業者及び一般消費者が購入に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるもの
- ② 米穀事業者は、①の記録を一定期間保存しなければならないこととする。
③ 記録、保存義務違反に対する罰則を設ける。

（2）一般消費者に対する産地情報の伝達

- ① 米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者に販売又は提供をするときは、米穀の産地を伝達しなければならないこととする。（産地情報の伝達）
② 米穀事業者が一般消費者に対する情報の伝達を行わない場合に、勧告及び命令を行うことができるのこととする。
③ 命令違反に対する罰則を設ける。

III 施行期日

- （1）公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日
（2）公布の日から2年6月を超えない範囲内で政令で定める日

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案の概要

【法律の趣旨】

- 食品事故への対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、トレーサビリティを導入し、米穀等の流通の透明性を高める。
- トレーサビリティを基礎として、米穀等の産地情報を一般消費者にまで伝達。

